

令和7年度採用 飛島村職員 (一般事務職)募集

飛島村職員(一般事務職)を次のとおり募集します。

●採用予定人数 数名

●受験資格

①年齢 平成9年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学(短期大学を除く)を卒業(令和7年3月31日までに卒業する見込みを含む)した方

③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません

●給与等

初任給(給料および地域手当)令和6年4月1日現在

大学卒 210,000円程度

・経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

・他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●試験日

・第一次試験 (教養試験・適性検査・作文)

7月14日(日)

・第二次試験 (面接)

8月中旬～8月下旬

●申込書配布および申込期間

5月13日(月)～6月19日(水)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も6月19日(水)必着

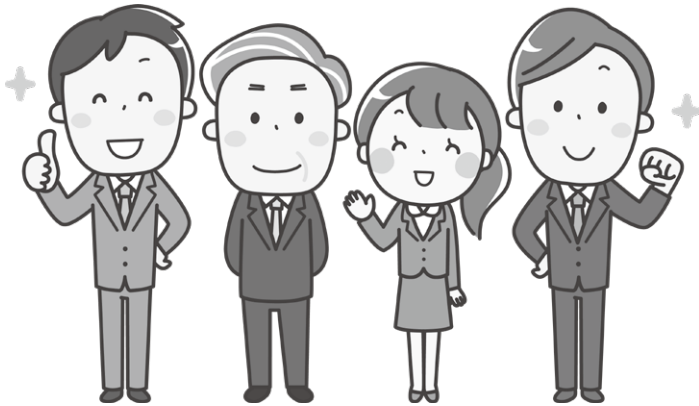
※土曜・日曜を除く

※募集条件等は変更する可能性があります

あります

●申込み・問合せ先

総務部総務課



令和6年度「0の日」の街頭監視について

毎月0日に実施していただいている街頭監視の日程について、熱中症や降雪時などの移動の危険性を考慮し、次のように変更します。

	実施の有無
4月～5月	例年通り実施
6月～8月	実施しない
9月～11月	例年通り実施
12月～令和7年2月	実施しない
令和7年3月	例年通り実施

※実施をする月であっても土曜、日曜、祝日および飛島学園の休校日は実施しません。

地域の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力をいただきますよう、お願いします。

●問合せ先 開発部建設課



飛島村奨学金(給付型)のお知らせ

教育の機会均等を図り、有用な人材の育成に寄与することを目的に、経済的な理由により修学困難である学生に対して、その学業に必要な資金を給付します。

●**対象者** 次の①～⑥まですべてに該当する方。

①大学、短期大学(通信による教育、専攻科、別科および大学院を除く)に在学すること。

②申請書および保護者(父母または父母が申請者の生計を維持していない場合は、その生計を維持している者をいう。以降「保護者」という)の市町村民税所得割を合算した額が10万円未満であること。

③成績優秀であること。(5段階評価で平均3.5以上)

※大学の成績については換算して計算します。

④申請者が本村に3年以上居住していること、または居住していたこと。

⑤保護者が本村に3年以上居住していること。

⑥申請者および保護者が村税等を滞納していないこと。

●**給付金額** 月額2万5,000円(年額30万円)

●**申請期限** 6月28日(金)

※直接教育課に提出される場合は、午前8時30分～午後5時15分の間中央公民館へ来館していただくようお願いします。(土曜・日曜および祝日を除く)

※**提出書類がありますので詳細は村公式ホームページまたは教育課までご相談ください。**

●**問合せ先** 中央公民館内教育課

海部地区小・中学校教科書 展示会のお知らせ

教科書や教科に対する理解を深めていただくため、教科書展示会が開かれます。期間中はどなたでも閲覧することができます。

●**日 時**

6月4日(火)～28日(金)

午前9時～午後7時

(土曜・日曜は午後6時まで)

※休館日の月曜を除く

●**場 所**

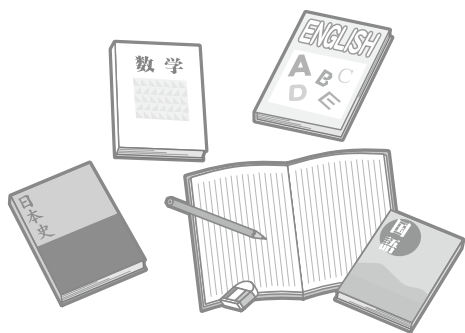
弥富市立図書館

弥富市前ヶ須町南本田347番地

☎6511117

●**問合せ先**

中央公民館内教育課



低所得世帯支援給付金 (均等割のみ課税世帯・こども加算)の 申請期限が近づいています

対象となる世帯には手続きに必要な書類を送付していますので、申請期限までにお手続きをお願いします。

(1) 低所得世帯支援給付金 (均等割のみ課税世帯)

●支給対象

令和5年12月1日時点で本村に住民登録があり、次の①または②に該当する世帯

- ①世帯全員が令和5年度分の住民税所得割が課されていない方で構成される世帯
- ②令和5年度分の住民税所得割が課されていない方と住民税均等割が課されていない方のみで構成される世帯

●支給額

1世帯あたり10万円(1回限り)

※本給付金は法律により差押禁止等とされているほか、非課税です。

(2) 低所得世帯支援給付金 (こども加算)

●支給対象

次の①または②に該当する世帯のうち、令和5年12月1日時点で平成17年4月2日以降に出生した児童がいる世帯

- ①本村で低所得世帯支援給付金(追加分・7万円)を受給した世帯
- ②本村で低所得世帯支援給付金(均等割のみ課税世帯・10万円)を受給した世帯

※対象世帯のうち、令和5年12月1日以降に出生した児童がいる場合や他市町村に扶養する児童がいる場合は、別途申請が必要になります。

●支給額

児童1人あたり5万円

●申請期限

(1)、(2)ともに5月31日(金)

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課



国民健康保険の税率が変わります

被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人あたりの医療費が増加しており、国民健康保険の財政は年々厳しい状況となっています。本村の税率は基金を活用して税率を据え置くことにより、標準保険税率より低く、また他の市町より低い税率を保ってまいりましたが、愛知県が策定した国民健康保険運営方針により保険税水準を県内で統一することとされていることや、基金の枯渇が見込まれることから保険税率を見直すことになりました。

今後は2年おきに税率を見直し、保険税が急激に増加しないように段階的に標準税率に近づけていきます。

国保財政の厳しい状況をご理解いただき、加入者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

●令和6年度から資産割を廃止し、所得割を引き上げます

	医療保険分		後期高齢者支援分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	2.88%	4.08%	0.71%	1.34%	0.82%	1.18%
資産割	2.93%	—	0.73%	—	1.23%	—
均等割 (1人あたり)	23,000円	23,000円	5,800円	5,800円	8,700円	8,700円
平等割 (1世帯あたり)	24,000円	24,000円	6,000円	6,000円	5,700円	5,700円

●参考：愛知県が示す本村の標準税率(必要な保険税率の目安)

令和6年度

標準税率		所得割	資産割	均等割	平等割
	医療	8.60%	—	35,893円	24,320円
後期	3.12%	—	12,726円	8,622円	
介護	2.54%	—	12,668円	6,443円	

●問合せ先 民生部住民課

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです。差別や暴行、虐待、職場でのセクハラやパワハラ、体罰やいじめ、インターネットによる誹謗中傷等で悩みの方は、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。
●特設人権相談
特設人権相談を開催します。お気軽にご相談ください。

●相談日…5月31日(金)
●場所…飛鳥村すこやかセンター
●時間…午前10時～午後3時

●人権擁護委員紹介

本村では、現在3名の人権擁護委員が活動しています。

※敬称略

服部 保男(大宝西)
高橋 弘枝(中用水)
佐野 裕香子(重宝)

●問合せ先

名古屋法務局津島支局 津島人権擁護委員協議会
2612423